

平成28年上里町教育委員会第6回定例会会議録

上里町教育委員会

平成28年第6回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成28年6月24日(金) 午後1時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第20号 平成28年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第21号 上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第22号 上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規定について
- (4) 報 告 事 項 承認1号 専決処分の承認を求めることについて
- (5) そ の 他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 28 年第 6 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 28 年 6 月 24 日 (金)		招集場所	上里町役場教育委員会室	
会議日程	開 会	午後 1 時 30 分	閉 会	午後 2 時 23 分	
招集者及び宣告者	委員長 安藤寛和		議 長	委員長 安藤寛和	
委員出席状況	教 育 委 員		説明のため 出席した職員	学校教育課長	○ 高橋 淳
	委員長	○ 安藤寛和		学校教育指導室長	○ 福島 彰
	委員長職務代理者	○ 川浦計男		学校教育課長補佐	○ 間々田由美
	委員	× 保坂真哉		学校教育指導主事	× 小久保幹則
	委員	○ 清昌道		学校教育指導主事	× 新津 善彦
	教育長	○ 下山 彰夫		生涯学習課長	○ 金井 孝
	※出席者○印・欠席者×印			郷土資料館長	○ 丸山 修
会議進行状況	1. 開会	委員長	＜ 開 会 ＞		
	2. 前回会議録の承認		前回の会議録の承認についてお諮りいたします。		
		委員長	各委員さんにおかれましてはご覧いただけたいと思いますが、何かお気づきの点等ございますか。		
			＜ 承 認 ＞		
		委員長	前回の会議録は承認されました。議事に入ります。		
			議案第 20 号平成 28 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。		
		学校教育課長補佐	議案第 20 号平成 28 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童・生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要でございますが、平成 28 年 5 月 15 日から 6 月 14 日までに申請のあった申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第 5 条に基づき認定を行ったものでございます。続きまして認定内容でございます。認定区分が要保護の新規 1 件 1 名と準要保護の新規 2 件 2 名、継続 2 件 2 名であります。		
			＜ 資料に基づき詳細説明 ＞		
		委員長	ありがとうございました。只今のご説明いただきました件について何か質問ございますか。		
			＜ 質疑応答 ＞		
		委員長	では、事務局説明のとおりという事によろしいですか。		

会 議 進 行 状 況		< 承 認 >
	委員長	承認されましたので事務手続きの程、よろしく申し上げます。
	委員長	続きまして、議案第 21 号上里町私立幼稚園就園奨励費補助金に関する規則の一部を改正する規則を議題とします。事務局説明をお願いします。
	学校教育課長補佐	議案第 21 号上里町私立幼稚園就園奨励時補助金に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱平成 10 年 6 月 17 日 文部大臣裁定、平成 27 年 9 月 25 日一部改正の第 3 号第 3 項に定める補助限度額等の改正に伴い、所要の改正を行う為、本案を提出するものであります。概要及び内容についてご説明申し上げます。 初めに概要でございますが、一定の所得階層以下の 1 人親世帯等並びに多子世帯の保護者に対する負担軽減の拡充措置を適用させるべく、別表の世帯階層区分を変更し、並びに、階層判定に係る事項の追加を行うものであります。また、子ども子育て支援新制度施行に伴う所要の改正を行うものであります。続きまして内容でございます。第 1 条では本文中「に基づいて設置された幼稚園をいう。」を「(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する幼稚園 (子ども・子育て支援法平成 24 年法律第 65 号第 27 条に規定する特定教育・保育施設を除く。) をいう。」に改めます。第 2 条では、本文の次に、「ただし保護者が現に支出した保育料等の合計額が別表の額を下回る場合には、その額を補助するものとする。」の但し書きを加えます。第 3 条では、本文中「及び」を「、」に、「並びに」を「及び」に改め、書類の次に「並びにその他教育委員会が必要と認める書類」を加えるものです。別表は次項記載のように改めるものです。一つ目は施行期日を定め、公布の日から施行するとし、この規則の改正後の規定は平成 28 年 4 月 1 日から適用するものとしています。
	委員長	ありがとうございました。何かご質問はございますか。
	学校教育課長補佐	改正項目は、別表を見比べて頂くとよくお分かりになると

		思います。
		<資料により補足・事例説明>
会	委員長	事務局説明のとおりという事でよろしいでしょうか
		<承認>
議	委員長	承認されましたので、事務手続きをよろしくお願いします。
	委員長	続きまして、議案第 22 号上里町立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程についてのご説明をお願いします。
進	学校教課長補佐	議案第 22 号上里町立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程についてのご説明申しあげます。提案理由でございますが、埼玉県立学校職員服務規程昭和 32 年埼玉県教育委員会規則第 8 号の改正に伴い、所要の改正を行う為、本案を提出するものでございます。概要及び内容についてご説明申し上げます。初めに概要でございますが、埼玉県立学校職員服務規程並びに学校職員の勤務時間・休暇等に関する規則の一部改正が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、兼職兼業については従事する者並びに自ら営む者を対象とすることとし、介護休暇の期間については分割して取得できる上限回数を 2 の期間から 3 の期間に拡大されるため、休暇簿の様式を改めるものであります。続きまして、内容でございます。第 20 条では、見出し中「の従事」を「への従事等」に改め、同条第 1 項中「又は」を「、若しくは」に、「、事務若しくは、営利企業等に従事しようとするときは」を「若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事しようとするときは」に改めるものです。別表では第 3 の 2 介護休暇簿を次のとおり改めます。連続する 3 の期間及び連続する 3 の期間における要介護者の状況及び具体的な介護の内容の欄を新たに設けたものでございます。附則では、項 1 で施行期日を定め、公布の日から施行するとし、改正後の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものとします。項 2 ではこの規定による改正前の様式による表示は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとします。以上で上里町立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程の提案及び内容説明とさせていただきます。
行		
状		
況		

会 議 進 行 状 況		慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
	委員長	項 1、項 2 とは？
	学校教育課長補佐	附則の部分になります。
	清委員	小中学校の職員が兼職や営利目的など関与してはいけないもの だと思っていましたが、そのような例があるのですね。
	学校教育課長補佐	そうですね。委員会の許可を得なければならものとするのが、県 立の教育機関の非常勤講師の職を兼ねたりなど、委員会又は委員会 以外の県の行政機関の長が委嘱する教育に関する非常勤の委員と か調査員など、学校法人の役員の職に就くなどの場合は、教育委員 会の承認または許可を得れば、兼職兼業ができるとなっています。
		< 事例説明 >
	委員長	それでは、事務局ご説明のとおりでよろしいですね。 続きまして、報告事項になりますが、専決処分の承認を求めるこ とについてご説明をお願いします。
	金井生涯学習課長	専決処分の承認を求めることについて、社会教育員の委嘱及び任 命について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので、同 規則第 3 条のとおりこれを報告し承認を求めるものでございます。
	委員長	資料中のどなたが入れ替わりになったのですか。
	金井生涯学習課長	表中の 6 番、7 番、12 番、13 番、14 番、15 番、19 番の方が変 わられました。
	清委員	選出区分に変更ありませんか。
	金井生涯学習課長	選出区分には変更ありません。

会 議 進 行 状 況	委員長	それでは、事務局ご説明のとおり承認してよろしいでしょうか。 以上で用意された議事については全て終了しましたが、ご出席の皆様から議事等のご提案がございましたらお願いします。
	福島指導室長	一点お願いいたします。 上里町立学校職員の苦情の申出取扱要領の一部改正についてですが、昨年この苦情対応の要綱・要領を改正したところですが、県の改正に伴い、上里町の要領の方を一部改正することとなりましたのでご報告させていただきます。 内容は、苦情の申出及び相談は一年中いつでも受けられるというものでしたが、県の方で、当該年度の 5 月から翌年 3 月までと期日が定められましたのでそれに合わせ、上里でも要領に苦情申し出期日を明記したというのが主なものであります。また、様式も県に合わせ変更いたしました。 要領の変更ですので、ご報告とさせていただきます。 <資料にて詳細説明>
	委員長	はい了解しました。何かございますか。
	川浦職務代理	相談と申出で記録様式が分けられているが、使い分けは。
	福島指導室長	要領の中に記載があります。 <資料にて補足説明>
	委員長	よろしいでしょうか。次に教育長からの報告をお願いします。
	教育長	今日も実は県の教育委員会が新聞発表で懲戒処分が 3 件、校長が 1 件懲戒処分が 4 件、その内の 2 件は今年度に入ってから的事件になります。県の方も教員の不祥事については相当ピリピリしている状況が伺えます。不祥事については即処分するということです。町についても折に触れ、不祥事防止の徹底をしていきたいと思っております。以上です。
	委員長	ありがとうございました。次にその他の事項ですが、7月の教育委員会ですが、7月28日でいかがでしょうか？その後には図書館と郷土資料館の施設訪問をさせていただくということですね。

会 議 進 行 状 況		
	教育長	はい、13時30分から教育委員会、15時15分から 図書館 その後資料館という流れでお願いします。
	委員長	では、7月28日（木）13時30分から 教育委員会室 終わり次第 図書館 その後 郷土資料館 という流れでお願いします。 本日はこれで閉会といたします。
		午後2時23分閉会
		会議録署名委員（委員長）
		会議録署名委員（教育長）
		会議録調整者（学校教育委課長）